

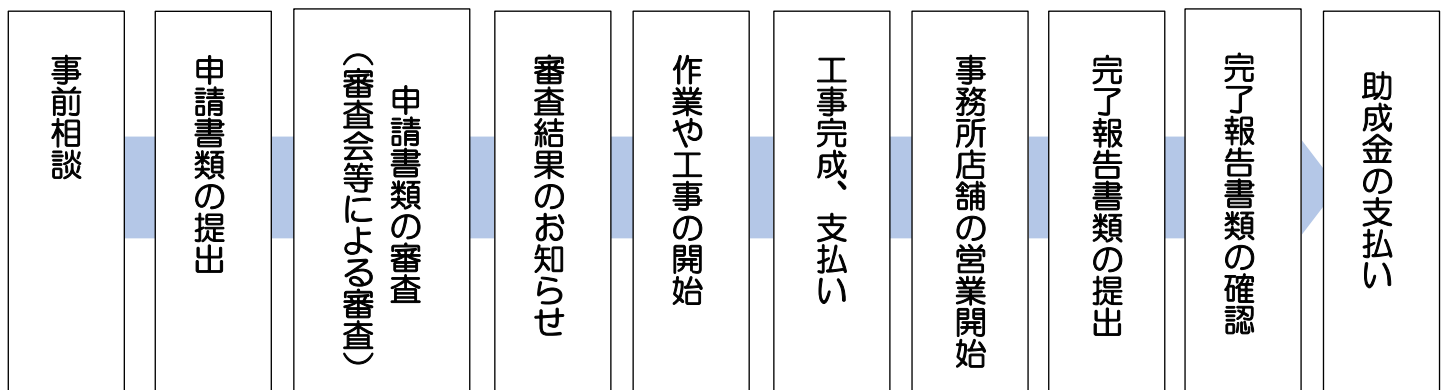
制度 8. 空き家事務所・店舗改修助成金

～事務所・店舗改修助成金とは～

高崎市では、空き家の活用促進を目的として、市内の空き家を改修し、事務所や店舗を営業する場合に、改修費用の一部を**予算の範囲内**で助成します。

助成を受けられる空き家 ※右記要件をすべて満たすこと	● 高崎市内に存し、住居として利用されていた建築物であること ● 5年以上居住その他の使用がなされていないことを確認できる空き家等であること
助成を受けられる人(申請者)	● 事務所・店舗（物販店舗、飲食店舗、サービス店舗等）等の運営を予定している個人及び団体（完了報告時まで高崎市に住民登録がある個人や高崎市に本店や主たる事務所を有する法人等） ● 空き家の所有者、またはその法定相続人（前述のものと賃貸借契約等を締結する場合）
助成を受けられる主な要件 ※右記要件をすべて満たすこと	● 継続的な運営をすること ● 市税の滞納がないこと ● 高崎市内の業者が改修工事を行うこと ● 過去に本助成事業の助成金の交付を受けていないこと ● 本助成金の交付決定後に着手する工事であること（工事着手済、もしくは完了している場合は申請できません） ● 2月末までに市に完了報告書を提出できること
助成金額	● 助成対象経費に2分の1を乗じて得た額、上限額は500万円 ※交付決定後の増額はできません

<助成制度の手続きの流れ>



高 崎 市

注意事項

（対象となる空き家等について）

- 登記事項証明書又は固定資産税の納税通知書等に記載されている建築物の種類が「住宅」等であるものが対象となります。（不動産登記されておらず、市の固定資産税台帳にも登録がない家屋は助成の対象となりません。）
- 一戸建て住宅の空き家が対象となります。（集合住宅等は対象となりません。）
- 過去5年間空き家であることを確認する書類としてガス・電気・水道の廃止が確認できるものが必要となります。（ただし住民票などの情報により、空き家であることが明確な場合、提出は不要となる場合があります。また、最後に居住されていた方が病院や施設等に入院・入所されていた場合は入院・入居の証明書により空き家であることを確認する場合があります。）
- 居住者が退去後、物置又は倉庫等として利用していた場合、対象となりません。
- 過去に本助成事業の助成金の交付を受けた空き家の同一敷地内にある空き家については交付を受けることはできません。（その所有者が異なる場合も、同様に本助成金の交付を受けることができません。）

（申請者及び対象となる事業について）

- 「申請者」、「見積書の宛て名」、「領収書の宛て名」、「助成金振込み先の口座」はすべて同一人物の名義である必要があります。
- 以下に該当するものは対象となりません。
 - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条で定める「風俗営業」を行う事務所や店舗
 - ・ 宗教活動、政治活動、選挙活動、社会運動を目的とした事務所や店舗
- 正当な理由なく継続的な営業ができなかったとき、もしくは改修した建築物を別のものに貸し付けたり、売却したりしたときは助成金の返還を求めます。

（改修工事について）

- 他の助成金等の対象となる場合は助成の対象となりません。
- 市内業者は見積書及び領収書の住所を高崎市で表記できるものであり、申請者の親族が代表を務めるものを除きます。
- 本助成金の支払いは完了報告後のため、一時的に申請者が工事代金を全額負担することになります。（本助成金の事前支払いは不可）
- 以下の工事は対象となりません。
 - ・ 事務所や店舗の開業に不要と思われる工事（理由がある場合個別相談）
 - ・ 一般的な市場価格より明らかに高額と思われる工事
 - ・ 申請者が直接行う工事（備品の購入等を含む）
 - ・ 別棟の車庫や物置等の工事、外構工事、浄化槽・給排水等の外回りの工事

（その他）

- 改修及びその後の運営にあたって、各種法令について遵守してください。（本助成金の申請前に必ず市建築住宅課及び関連部署へ事前相談を行い、関連部署との相談内容を記録しておいてください。）
- 改修後、固定資産税及び都市計画税が増額となる場合があります。
- 現地調査の際に職員が敷地内に立ち入る場合があります。
- 運営開始後は、市が広報等を通じて行う本事業等の広報活動に協力してください。

（郵送での申請について）

- 申請書等が担当課に到着し確認を行った時点で受付となります。また必要書類が揃ったことが確認できるまで受理はできません。書類の郵送日が受付日とはなりませんのでご注意ください。
- 申請者又は申請代理人の氏名及び日中に連絡がつく連絡先（電話番号）を必ず明記してください。書類到着後、必要に応じて担当者より連絡いたします。書類の不備や、申請者又は申請代理人と連絡がつかない場合は、手続きに時間を要する場合があります。
- 郵送事情による遅延・紛失について市は責任を負いません。

高崎市

○申し込み時（事前相談時）に必要な書類

		書類名	条件等
申請者全員 必要な書類	☐	申請書 ※様式あり	
	☐	事業計画書等	※事前相談時に必要
	☐	事業実績がわかる書類	直近の売上額や損益額等 ※事前相談時に必要
	☐	施工業者からの見積書	工事の内訳明細が確認でき、業者の住所表記が高崎市内であり、見積書の宛て名が申請者となっていること
	☐	施工前の写真	外観、施工箇所各所
	☐	空き家等の見取り図又は平面図	施工前の写真の撮影位置を図面上に記入
	☐	改修後の完成予定図（平面図）	
	☐	空き家化の経緯報告書※様式あり	
	☐	最新の建物登記全部事項証明書（最新の登記簿謄本）	未登記家屋の場合は固定資産税・都市計画税納税通知書の写し等
該当する場合のみ必要な書類	☐	空き家化の経緯報告書の内容を証明する書類	住民票等から空き家であったことを確認することが出来ない場合（施設等の入所日がわかるものなど）
	☐	委任状	申請手続きを代理人が行う場合
	☐	戸籍謄本等	相続関係の確認で提出をお願いする場合
	☐	法人開設届等（写し）	申請が法人の場合

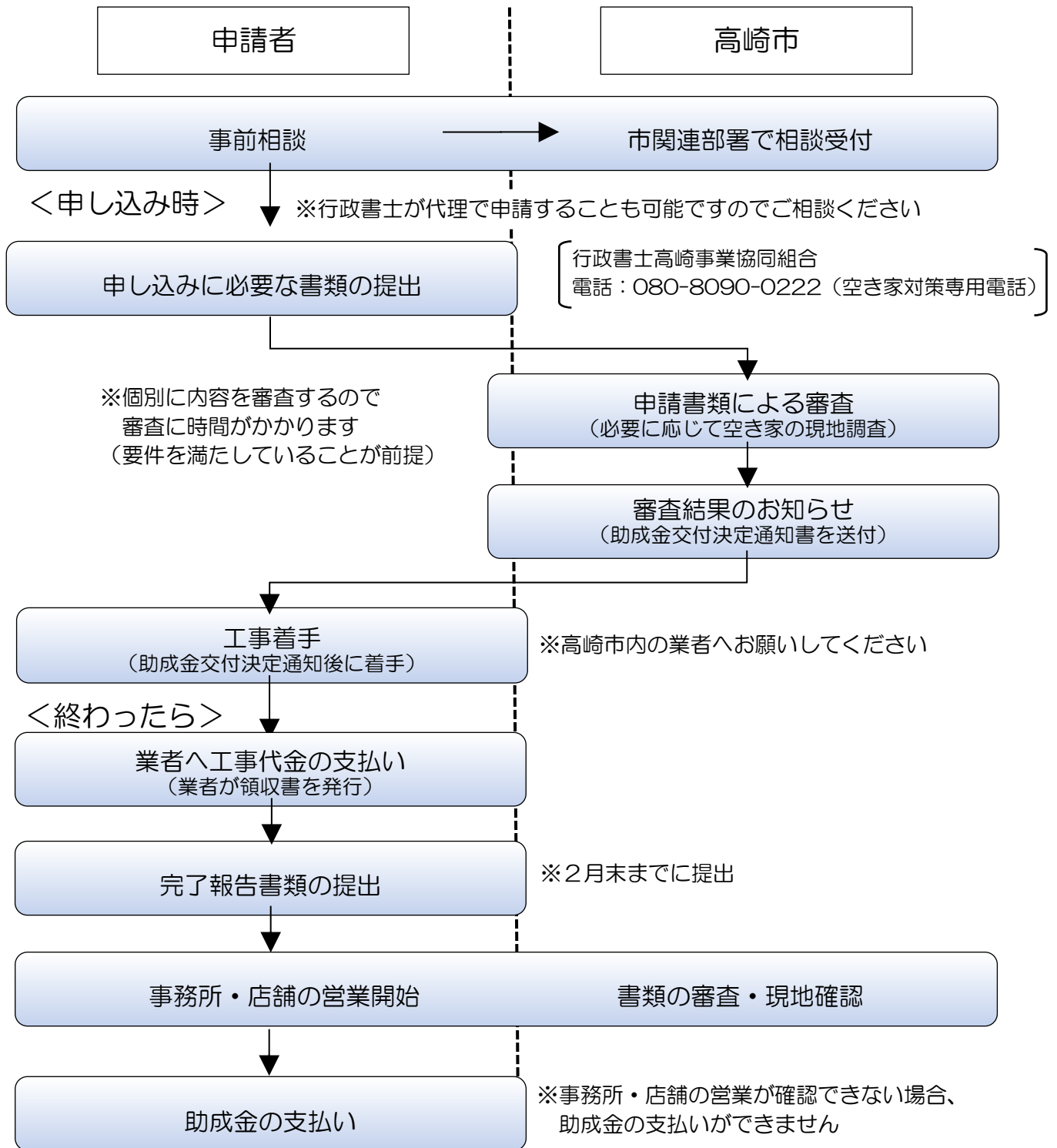
○工事が終わったら必要な書類

		書類名	条件等
申請者全員 必要な書類	☐	完了報告書 ※様式あり	交付決定通知書と同時に申請者へ送付します
	☐	住民票の写しまたは会社・法人の登記事項証明書	高崎市に住民登録がある個人または高崎市に本店や主たる事務所を有する法人であることを確認できるもの
	☐	工事完了写真	施工前の写真と同じ位置から撮影
	☐	領収書の写し	業者の住所表記が高崎市内であり、領収書の宛て名が申請者となっていること
	☐	賃貸借契約書又は売買契約書の写し	作成をしていない場合は不要
	☐	請求書 ※様式あり	交付決定通知書と同時に申請者へ送付します
	☐	通帳の写し	申請者名義の通帳

○お願い 必要に応じて、上記以外の書類を提出していただく場合がありますのでご了承ください

高 崎 市

～ 制度 8. 事務所・店舗改修助成金 手続きの流れ ～



お問合せ先、受付窓口

〒370-8501 群馬県高崎市高松町 35 番地 1 建築住宅課 (9F)

電話：027-321-1314 FAX：027-328-8990

メールアドレス：kenchiku-juutaku@city.takasaki.gunma.jp

業務時間 平日 AM8 時 30 分～PM5 時 15 分

高 崎 市